

「COOL CHOICE とちぎ」ロゴマークデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政機関以外の者が、「COOL CHOICE とちぎ」ロゴマークデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定め、もって「COOL CHOICE とちぎ」県民運動のPRに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 デザインとは、別記で定める各ロゴマークデザインのことをいう。

(使用条件)

第3条 デザインを使用する者（以下「デザイン使用者」という。）は、使用の目的が第1条に定める目的に合致し、次のいずれにも該当しないときに限り、デザインを使用することができる。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合。
- (2) 地球温暖化対策の正しい理解の妨げと見えるような使用となる場合。
- (3) 不当な利益をあげる目的とするような使用となる場合。
- (4) 栃木県や「COOL CHOICE とちぎ」県民運動のイメージを損なうような使用となる場合。
- (5) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合。
- (6) デザインの色の変更や、デザインの縦横比を変更するなどデザインに改変を加えて使用する場合。
- (7) 特定の製品の性能を示す目的で使用する場合。
- (8) 特定の商品名やブランド名として使用する場合。
- (9) その他、栃木県環境森林部気候変動対策課が不適切と判断する場合。

(デザインの使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の非独占性等)

第5条 この要領によるデザイン使用は、デザイン使用者が使用するデザインを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。また、デザイン使用者又は使用対象物について、栃木県（以下、「県」という。）が推奨を行うものではない。

(責任)

第6条 県は、デザインを使用したことに起因してデザイン使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 デザイン使用者は、使用対象物の瑕疵により、第三者に損害を与えたときはデザイン使用者自身が適切に処理する責任を負う。

3 デザイン使用者は、デザインの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

附則

この要領は、平成30（2018）年9月11日から施行する。

附則

この要領は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

別記「COOL CHOICE とちぎ」ロゴマークデザイン

